

公益財団法人滋賀県消防協会資産運用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）が管理する基本財産等の資産の安全、確実かつ効率的な運用を図るため、協会定款第5条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(運用資産)

第2条 この規定による運用の対象となる資産は、次に掲げる資産とする。

- (1) 基本財産
- (2) 特定資産

(運用方針)

第3条 資産の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意し、資産の性格に応じ、安全、確実かつ効率的な運用に努めるものとする。

- (1) 元本回収の確実性
- (2) 運用資産としての効率性
- (3) 支払い準備としての流動性

(運用方法)

第4条 資産は、次に掲げる方法により運用するものとする。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 銀行預金又は信託
- (3) その他運用方針に適した債券等

(金融機関等の選定)

第5条 資産の運用先の金融機関等の選定に当たっては、資産運用の健全性、収益性及び流動性の観点等から、協会の資産運用を行うのに適切な金融機関等を選定するものとする。

(資産運用の基本)

第6条 資産の運用は、大口預貯金の満期日及び国債等の償還期日の到来等により必要な対応を行うものであるが、基本財産として継続的に管理する必要がある場合等には、資産の性質、資産の残高、当面の収支見込み、金利情勢その他の経済情勢等を考慮して、適切な運用に努めるものとする。

2 金融情勢の変化等により、所期の運用目的に沿わない事情等が見込まれるときは、適切な運用変更を行うものとする。

(運用の実施等)

第7条 資産は、会長が管理し、善良な管理者の注意をもって資産の運用に当たるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。